

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第四号

##### 広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「第百六十七条の八第三項」を「第百六十七条の八第四項」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。